

第120号議案

島根県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

島根県迷惑行為防止条例（平成19年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「羞恥^{しゆう}させ」を「羞恥させ」に改め、同項第2号中「次号及び次項において同じ。）を見る」を「この条において「下着等」という。）をのぞき見る」に改め、同項第3号中「下着又は身体の映像を記録する」を「下着等を撮影する」に改め、同条第2項中「下着又は身体」を「下着等」に、「これらの映像を記録して」を「撮影して」に改め、同条第3項中「公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆」を「住居、浴場、更衣室、便所その他の人」に、「状態にいる」を「状態にいるような」に、「の映像を記録して」を「を撮影して」に改め、同条に次の2項を加える。

4 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、集会場、事務所、教室、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）において、人の下着等を撮影してはならない。

5 何人も、第1項第3号又は前3項の規定による撮影の目的で写真機等を人に向け、又は設置してはならない。

第13条中「まで」の次に「及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）」を加え、同条第1号中「又は」を削り、「押し掛ける」を「押し掛け、又はこれらの場所の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第5号中「若しくは」を削り、「送信する」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第8号中「性的羞恥^{しゆう}心を害する事項」を「性的羞恥心を害する事項」に、「又はその性的羞恥^{しゆう}心を害する文書、図画その他の物を送付し」を「その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算

機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第14条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 常習として第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条中第2項を第3項とし、同条第1項中「又は前条」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条中「前条第2項」を「前条第3項」に、「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。